

東京都公報

発行
東京都

目次

56

- 警備員指導教育責任者講習及び機械警備業務管理者講習の手数料の徴収委託……（東京都公安委員会）…一
- 道路交通法第百二十二条第一項に規定する手数料の徴収委託（四件）……………（同）…一
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二十四条第六項の規定に基づく営業所の管理者に対する講習の手数料の徴収委託……………（同）…三
- 指定納付受託者の指定……………（同）…四
- 危険物取扱者免状の交付等及び消防設備士免状の交付等に係る手数料の徴収委託……………（東京消防庁）…四
- 東京都立多摩図書館施設及び附帯設備使用料徴収事務委託……………四
- 交通事業、高速電車事業及び電気事業に係る収入金の徴収委託……………四
- 東京都交通事業の料金徴収事務の委託……………五
- 徴収事務の委託……………九
- 支出事務の委託……………九

告 示（下水）

○下水道技術実習センターに係る貸付料の徴収委託……………九

告 示

●東京都告示第五百三十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので告示する。

令和八年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定公金事務取扱者の名称及び所在地

一般社団法人東京都警備業協会

台東区東上野一丁目一番十二号

二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入の内容

警備業法（昭和四十七年法律第一百七号）第二十二條

第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習を受けようとする者、同条第八項に規定する警備員の指導及び教育に関する講習を受けようとする者並びに同法第四

十二條第二項第一号に規定する機械警備業務管理者講習を受けようとする者から徴収する手数料の徴収

三 指定日

令和八年四月一日

四 委託日

令和八年四月一日

●東京都告示第五百三十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十

二

三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので告示する。

令和八年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定公金事務取扱者の名称及び所在地

七島自動車株式会社伊豆大島自動車学校

大島町元町字北ノ山二百二十二番地

三 指定日

令和八年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定公金事務取扱者の名称及び所在地

学校法人五島育英会東急自動車学校

多摩市唐木田三丁目六番

二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入の内容

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百二十二條

第一項第十二号に規定する同法第百八条の二第一項第十

五号又は第十六号に掲げる講習を受けようとする者から

徴収する手数料の徴収

三 指定日

令和八年四月一日

四 委託日

令和八年四月一日

●東京都告示第五百三十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十

三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので告示する。

令和八年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定公金事務取扱者の名称及び所在地

七島自動車株式会社伊豆大島自動車学校

大島町元町字北ノ山二百二十二番地

二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入の

内容

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第一百二十二条
 第一項第五号の三に規定する同法第九十七条の二第一項
 第三号イ若しくはロ、同法第一百一条の四第二項又は同法
 第一百一条の七第三項の規定による認知機能検査を受けよ
 うとする者から徴収する手数料の徴収

三 指定日

令和八年四月一日

四 委託日

令和八年四月一日

●東京都告示第五百三十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十
 三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務
 取扱者に委託したので告示する。

令和八年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

指定公金事務取扱
 者の名称及び所在
 地

指定公金事務取扱
 者に委託した公金
 事務に係る歳入の
 内容

指定日及び委託日

坂本自動車株式会

道路交通法（昭和

社
 台東区日本堤二丁
 目三十六番十号

三十五年法律第百
 五号）第一百十二
 条第一項第十三号に
 規定する同法第百
 八条の二第一項第
 十号又は第十四号
 に掲げる講習を受
 けようとする者か
 ら徴収する手数料
 の徴収

令和八年四月一日

井

練馬区谷原一丁目

日の丸総業株式会社
社日の丸自動車学
校
目黒区三田一丁目
六番二十七号

同右

同右

株式会社ラヴィド
ライビングスクー
ル蒲田
大田区西六郷一丁
目三番十五号

同右

同右

株式会社コヤマド
ライビングスクー
ルコヤマドライビ
ングスクール成城
世田谷区岡本三丁
目四十番二号

同右

同右

株式会社コヤマド
ライビングスクー
ルコヤマドライビ
ングスクール二子
玉川
世田谷区玉川三丁
目四十三番一号

同右

同右

株式会社北豊島園
自動車学校
練馬区春日町四丁
目三十七番二十四
号

同右

同右

株式会社大泉自動
車教習所
練馬区東大泉六丁
目三十四番一号

同右

同右

株式会社コヤマド
ライビングスクー
ルコヤマドライビ
ングスクール石神
井

同右

同右

四番四号

富士産業株式会社
竹の塚モータース
クール
足立区竹の塚七丁
目十二番一号

同右

同右

株式会社足立自動
車学校
足立区東六月町三
番一号

同右

同右

株式会社新小岩自
動車教習所
葛飾区奥戸四丁目
二番一号

同右

同右

株式会社京成ドラ
イビングスクール
葛飾区高砂五丁目
五十四番十号

同右

同右

株式会社シグマ平
和橋自動車教習所
葛飾区東立石一丁
目三番十六号

同右

同右

黒井産業株式会社
葛西橋自動車教習
所
江戸川区西葛西二
丁目十六番十一号

同右

同右

株式会社江戸川自
動車教習所
江戸川区平井五丁
目四番三号

同右

同右

株式会社今井自動
車教習所
江戸川区瑞江四丁
目四十三番十五号

同右

同右

株式会社トヨタ東

同右

同右

京教育センター ヨタドライブイン スクール東京 立川市羽衣町一丁 目三番四号	同右	同右	同右
株式会社調布自動車学校 調布市菊野台一丁 目三十四番地一	同右	同右	同右
国際興業株式会社 中央区八重洲二丁目 目十番三号	同右	同右	同右
株式会社新東京自動車教習所 小平市小川町一丁目 目二千三百六十四番地	同右	同右	同右
飛鳥DC日野株式会社 飛鳥ドライブイン グカレッジ日野 日野市旭が丘一丁目 目一番地の二	同右	同右	同右
株式会社マジオD S東日本マジオドライブ ースタール多摩校 日野市百草百八十八番地	同右	同右	同右
株式会社コヤマドライブ イングスター ングスクール秋津 東村山市秋津町三丁目 目十五番地十八	同右	同右	同右
株式会社拝島自動車教習所 福生市大字熊川千	同右	同右	同右

四百九十五番地 学校法人五島育英 会東急自動車学校 多摩市唐木田三丁目 目六番	同右	同右	同右
七島自動車株式会社 社伊豆大島自動車学校 大島町元町字北ノ山 目二百二十二番	同右	同右	同右
株式会社新神戸ドライブ イングスター ール東京事業所 マートドライブ スクール東京多摩 あきる野市瀬戸岡 七百七十六番地二	同右	同右	同右

●東京都告示第五百三十六号
 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三
 条の二第一項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務
 取扱者に委託したので告示する。
 令和八年四月一日
 東京都知事 小 池 百合子

一 指定公金事務取扱者の名称及び所在地
 一般財団法人東京都交通安全協会
 中野区弥生町二丁目四番十号

二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入の
 内容
 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第百十二条
 第一項に規定する手数料（同項第十二号に規定する同法
 第百八条の二第二項各号に掲げる講習（同項第一号、第

十号及び第十四号から第十六号までに掲げる講習を除く。）を受けようとする者から徴収する手数料に限る。）の徴収	同右	同右	同右
三 指定日 令和八年四月一日	同右	同右	同右
四 委託日 令和八年四月一日	同右	同右	同右

●東京都告示第五百三十七号
 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三
 条の二第一項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務
 取扱者に委託したので告示する。
 令和八年四月一日
 東京都知事 小 池 百合子

一 指定公金事務取扱者の名称及び所在地
 公益財団法人東京防犯協会連合会
 中野区弥生町二丁目四番十号

二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入の
 内容
 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
 （昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十四条第六項
 （同法第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）
 の規定に基づく営業所の管理者に対する講習を受けようとする者から徴収する手数料の徴収

三 指定日
令和八年四月一日

四 委託日
令和八年四月一日

●東京都告示第五百三十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

令和八年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定納付受託者の名称及び所在地

一般財団法人東京都交通安全協会

中野区弥生町二丁目四番十号

二 指定納付受託者に納付させる歳入の内容

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第一百二十二条第一項に規定する手数料（同項第十二号に規定する同法第一百八条の二第一項各号に掲げる講習（同項第一号、第十号及び第十四号から第十六号までに掲げる講習を除く。）を受けようとする者から徴収する手数料に限る。）であつて、キャッシュレス決済によるもの

三 指定日

令和八年四月一日

●東京都告示第五百三十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条の二第一項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので告示する。

令和八年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定公金事務取扱者の名称及び所在地

一般財団法人消防試験研究センター

千代田区霞が関一丁目四番二号 大同生命霞が関ビル十九階

二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入の内容
東京都消防関係手数料条例（平成十二年東京都条例第百号）別表十七の項に規定する危険物取扱者免状の交付、同表十八の項に規定する危険物取扱者免状の書換え、同表十九の項に規定する危険物取扱者免状の再交付、同表二十三の項に規定する消防設備士免状の交付、同表二十四の項に規定する消防設備士免状の書換え及び同表二十五の項に規定する消防設備士免状の再交付に係る手数料のうち中央試験センター（一般財団法人消防試験研究センター）で徴収の事務を行うものの徴収

三 指定日

令和七年四月一日

四 委託日

令和八年四月一日

告 示 (教)

●東京都教育委員会告示第十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条の二第一項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので告示する。

令和八年四月一日

東京都教育委員会

一 指定公金事務取扱者の名称及び所在地

光管財株式会社

新宿区西新宿二丁目七番一号新宿第一生命ビルディング十六階

二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入の内容
東京都立図書館条例（昭和三十九年東京都条例第一百二号）第二条に規定する東京都立多摩図書館において徴収する同条例第八条に規定する使用料の徴収の事務

三 指定日

令和八年四月一日

四 委託日

令和八年四月一日

告 示 (交)

●交通局告示第一号

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十三条の二の規定により準用する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので告示する。

令和八年四月一日

東京都交通局長 渡 知 秀

一 指定公金事務取扱者の名称及び所在地

株式会社電算システム

岐阜県岐阜市日置江一丁目五十八番地

二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入の内容

交通事業、高速電車事業及び電気事業に係る収入金

三 指定日

令和八年四月一日

四 委託日

委託した者		徴収を委託した料金		委託した料金の範囲	
名称	所在地	徴収する料金	委託する料金	委託する料金	範囲
一般財団法人東京都営交通協力会(昭和十八年五月二十九日に財団法人東京市電氣局協力會という名称で設立された法人をいう。)	江東区大島五丁目十番十号	普通旅客運賃 定期旅客運賃 回数旅客運賃 一日乗車券の運賃 旅客運賃の払戻し手数料 乗車券の書換手数料	東京都乗合自動車の料金 定期旅客運賃 一日乗車券の運賃 旅客運賃の払戻し手数料 乗車券の書換手数料	東京都貸切自動車の料金 貸切旅客運賃及び料金	その他の料金 共通一日乗車券、東京フリーきっぷ、Tokyo Subway Ticket及び各種記念乗車券の運賃及び払戻し手数料 物品販売の代金
東京地下鉄株式会社	台東区東上野三丁目十九番六号			東京都地下高速電車の料金	共通一日乗車券、東京フリーきっぷ及びTokyo Subway Ticketの運賃及び払戻し手数料
関東バス株式会社	中野区東中野五丁目二十三番十号		定期旅客運賃		
京王電鉄株式会社	多摩市関戸一丁目九番地一			普通旅客運賃 定期旅客運賃 回数旅客運賃 団体旅客運賃 旅客運賃の払戻し手数料	共通一日乗車券の運賃及び払戻し手数料
京王バス株式会社	府中市晴見町二丁目二十二番地		定期旅客運賃		
京成電鉄株式会社	千葉県市川市八幡三丁目三番一			普通旅客運賃 定期旅客運賃 回数旅客運賃 団体旅客運賃 旅客運賃の払戻し手数料	共通一日乗車券の運賃及び払戻し手数料

令和八年四月一日

●交通局告示第二号

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十三条の二の規定により準用する地方自治法（昭和二十

二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので告示する。なお、令和六年交通局告示第二号は、廃止する。

令和八年四月一日
東京都交通局長 渡邊知秀

一 指定公金事務取扱者の名称及び所在地並びに指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入又は歳出の内容

横浜市	西武鉄道株式会社	北総鉄道株式会社	小田急電鉄株式会社	東日本旅客鉄道株式会社	東武鉄道株式会社	国際興業株式会社	京浜急行電鉄株式会社	京成バス東京株式会社
神奈川県横浜市 中区本町六丁目 五十番地の十	埼玉県所沢市 くすのき台一丁目 十一番一号	千葉県鎌ヶ谷市 新鎌ヶ谷四丁目 二番三号	神奈川県海老名 市めぐみ町二番 二号	渋谷区代々木二 丁目二番二号	墨田区押上一丁 目一番二号	中央区八重洲二 丁目十番三号	神奈川県横浜市 西区高島一丁目 二番八号	葛飾区奥戸二丁 目六番十号
						定期旅客運賃		定期旅客運賃
普通旅客運賃 定期旅客運賃	普通旅客運賃 定期旅客運賃 旅客運賃の払戻し 手数料	普通旅客運賃 定期旅客運賃 団体旅客運賃 旅客運賃の払戻し 手数料	普通旅客運賃 定期旅客運賃 旅客運賃の払戻し 手数料	普通旅客運賃 定期旅客運賃 旅客運賃の払戻し 手数料	普通旅客運賃 定期旅客運賃 旅客運賃の払戻し 手数料	普通旅客運賃 定期旅客運賃 旅客運賃の払戻し 手数料	普通旅客運賃 回数旅客運賃 団体旅客運賃 旅客運賃の払戻し 手数料	普通旅客運賃 定期旅客運賃 回数旅客運賃 団体旅客運賃 旅客運賃の払戻し 手数料
				定期旅客運賃 定期旅客運賃の払 戻し手数料	定期旅客運賃 定期旅客運賃の払 戻し手数料			
				東京フリーきっぷの運賃			共通一日乗車券及び Tokyo Subway Ticket の運賃及び払戻し手 数料	

株式会社小田急箱根	首都圏新都市鉄道株式会社	埼玉高速鉄道株式会社	東京モノレール株式会社	横浜高速鉄道株式会社	株式会社ゆりかもめ	東葉高速鉄道株式会社	東京臨海高速鉄道株式会社	多摩都市モノレール株式会社	東急電鉄株式会社	相模鉄道株式会社
神奈川県小田原市城山一丁目十五番一号	千代田区神田練堀町八十五番地	埼玉県さいたま市緑区美園四丁目十二番地	港区浜松町二丁目四番一号	神奈川県横浜市中央区元町一丁目十一番地	江東区有明三丁目十三番一号	千葉県八千代市緑が丘一丁目千二百二十番地三	港区台場二丁目三番二号	立川市泉町千七百十八番地九十二	渋谷区神泉町八番十六号	神奈川県横浜市西区北幸二丁目九番十四号
普通旅客運賃	普通旅客運賃 定期旅客運賃 旅客運賃の払戻し 手数料	普通旅客運賃 定期旅客運賃	定期旅客運賃 定期旅客運賃の払戻し 手数料	定期旅客運賃	普通旅客運賃 定期旅客運賃	普通旅客運賃 定期旅客運賃	普通旅客運賃 定期旅客運賃	普通旅客運賃 定期旅客運賃	普通旅客運賃 団体旅客運賃 旅客運賃の払戻し 手数料	普通旅客運賃 定期旅客運賃
			定期旅客運賃 定期旅客運賃の払戻し 手数料	定期旅客運賃 定期旅客運賃の払戻し 手数料						
	共通一日乗車券の運賃 及び払戻し手数料								共通一日乗車券の運賃 及び払戻し手数料	

RYDE株式会社	公益財団法人東京観光財団	株式会社阪神コンテンツリンク	佐野印房(町屋駅前)	株式会社パスマ	株式会社はとバスエージェンシー
渋谷区代官山町二十番二十三号	新宿区西新宿二丁目三番一号	大阪府大阪市福島区海老江一丁目一番三十一号	荒川区町屋二丁目八番一号	新宿区西新宿三丁目二番十一号	大田区平和島五丁目四番一号
各種記念乗車券の運賃			定期旅客運賃 回数旅客運賃 一日乗車券の運賃	普通旅客運賃 定期旅客運賃 一日乗車券の運賃	普通旅客運賃
各種記念乗車券の運賃	一日乗車券の運賃			普通旅客運賃 定期旅客運賃 一日乗車券の運賃	
				普通旅客運賃 定期旅客運賃	
				普通旅客運賃 定期旅客運賃	
	Tokyo Subway Ticketの運賃	各種記念乗車券の運賃 物品販売の代金	共通一日乗車券の運賃		各種記念乗車券の運賃 物品販売の代金

告 示 (水)

●東京都水道局告示第四号

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十三条の二の規定により準用する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので告示する。

令和八年四月一日

東京都水道局長 山口 真

一 指定公金事務取扱者の名称及び所在地

東京水道株式会社 新宿区西新宿六丁目五番一号

東京熱供給株式会社 千代田区九段南四丁目八番八号

株式会社しんきん情報サービス 港区港南一丁目八番二十七号

株式会社セブーンイレブン・ジヤパン 千代田区二番町八番地八

株式会社ファミリーマート 港区芝浦三丁目一番二十一号

株式会社ポプラ 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地六百六十五番地の一

ミニストップ株式会社 千葉県千葉市美浜区

二 指定日

令和八年四月一日

三 委託日

令和八年四月一日

山崎製パン株式会社

中瀬一丁目五番地一 千代田区岩本町三丁目十番一号

株式会社ローソン

品川区大崎一丁目十一番二号

ヴェオリア・ジェネッツ株式会社

港区海岸三丁目二十番二十号

第一環境株式会社

港区赤坂二丁目二番十二号

株式会社宅配

文京区本郷四丁目十一番五号

三鷹市管工事業協同組合

三鷹市野崎二丁目十九番十四号

二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入の内容

水道事業に係る収入金並びに他の地方公共団体又は東京都下水道局長から徴収の委託を受けた下水道料金及び再生水料金

三 指定日

令和八年四月一日

四 委託日

令和八年四月一日

●東京都水道局告示第五号

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十三条の二の規定により準用する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので告示する。

令和八年四月一日

東京都水道局長 山口 真

一 指定公金事務取扱者の名称及び所在地

東京水道株式会社 新宿区西新宿六丁目五番一号

二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳出の内容

水道事業に係る収入金が過納又は誤納となった場合の還付金（当該還付金に係る還付加算金を含む。以下同じ。）並びに他の地方公共団体又は東京都下水道局長から徴収の委託を受けた下水道料金及び再生水料金が過納若しくは誤納となった場合の還付金

三 指定日

令和八年四月一日

四 委託日

令和八年四月一日

告 示 (下水)

●東京都下水道局告示第四号

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十三条の二の規定により準用する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので告示する。

令和八年四月一日

東京都下水道局長 藤 橋 知 一

一 指定公金事務取扱者の名称及び所在地
東京都下水道サービス株式会社

千代田区大手町二丁目六番三号

二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入の内容

下水道技術実習センターに係る貸付料の徴収の事務

三 指定日

令和八年四月一日

四 委託日

令和八年四月一日

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

